

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営改善課	
件 名	犬山市新公会計財務書類作成支援システムASPサービス使用	
契 約 内 容	新公会計制度に基づき、財務諸表4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）等財務書類を作成するための、支援システムの使用料。	
契 約 期 間	平成30年4月1日～平成31年1月31日	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	ジャパンシステム株式会社	
契 約 金 額	6,019,920円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	<input type="radio"/> 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>本システムサービスの使用については、平成25年度にプロポーザルで実施した「犬山市新公会計財務書類作成支援及び関連システム構築業務企画提案競技」で選定された業務であり、特定の二者でしか提供できないサービスのため、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：平成26年2月1日から平成31年1月31日）</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営改善課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 経営改善課	
件 名	ふるさと犬山応援寄附金記念品取扱い業務	
契 約 内 容	ふるさと納税に係る返礼品（ふるさと犬山応援寄附金記念品）の調達から寄附者への配送手続きに係る業務	
契 約 期 間	平成30年4月3日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	随時	
契 約 相 手 方	記念品提供事業者（随時募集）	
契 約 金 額	3,780円から75,600円の範囲内 (提供記念品により異なる)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	記念品の募集にあたり、市内の特産品、製造及び販売品を広く公平に取り扱うため、市内事業者から幅広く提案を募集し、採用を行った。これにより、記念品の調達から配送手続きに関する業務は、当該記念品を提供する事業者が行うことがもっとも合理的かつ経済的であるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、提案事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 経営改善課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	基幹系情報処理システム保守業務	
契 約 内 容	基幹系情報処理システムのハードウェア及びソフトウェアの保守に係る業務 ハードウェアの定期点検、障害対応、機器構成管理 等 ソフトウェアの不具合対応、制度改正対応 等 業務運用における主要イベントの事前確認、障害対応、問い合わせ対応、中間標準レイアウトデータ抽出 等	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	32,194,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	高額療養費制度の見直し対応業務	
契 約 内 容	厚生労働省から通知された高額療養費制度の見直しで、平成30年8月より「現役並み所得区分」を3段階に細分化した上で、医療機関の受診に伴う自己負担限度額が引き上げとなる見直しが行われる。また、一般区分についても外来に係る自己負担限度額が引き上げとなる見直しが行われる。見直し後の事務に対応するため、医療費助成システムの改修を委託する。	
契 約 期 間	平成30年6月4日から平成30年9月30日まで	
契 約 締 結 日	平成30年6月4日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	8,553,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	医療費助成システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	国保高額システム医療費通知による医療費控除の簡素化対応業務	
契 約 内 容	平成29年3月31日に交付され、平成30年1月1日から施行された健康保険法施行規則等の一部を改正する省令に対応するため、医療費控除申告に使用できる医療費通知について規定された項目を記載するために、COUS医療費助成システムの改修設計を行い、システム適用をする。	
契 約 期 間	平成30年4月9日から平成30年6月30日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月9日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	6,220,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	COUS医療費助成システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	財務会計システムソフト保守業務	
契 約 内 容	財務会計システムの維持、管理、運用支援に係る業務 本市の財務会計システムの維持、管理、運用支援 定例会議の開催、財務会計システムの修正プログラムの適用、 定期的なログ確認等による財務会計システムの維持、管理 あいち電子自治体推進協議会等によるセキュリティ監査指摘事項への対応 システムトラブル時の復旧、問い合わせ対応等の運用支援	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成30年9月30日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社三重電子計算センター	
契 約 金 額	955,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務	
契 約 内 容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守作業に関する業務 CS業務アプリケーションのオーバーライト適用作業、住民基本台帳ネットワークシステムの障害対応支援、既存住記システムとの本人確認情報整合処理支援	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成30年10月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	1,134,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	全国町字ファイル保守業務	
契 約 内 容	全国の町・字情報の異動内容を毎月更新し、最新の状態に維持管理する業務 最新の全国町・字ファイルのデータ提供	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	地方公共団体情報システム機構	
契 約 金 額	172,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	町・字情報の保守並びにデータ提供を全国規模で行っているところがほかにはなく、各地方公共団体相互のデータ提供により維持管理されていることから、その性質及び目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	単票シーラー点検保守業務	
契 約 内 容	単票シーラーの定期点検、清掃と注油、部品交換	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社ジェイエスキューブ 中部サービス部	
契 約 金 額	81,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	保守対象機器はトッパン・フォームズ株式会社が制作し、機器自体が特殊な装置であるため、その保守技術のサービスを行うことができるのが、メーカー系列の保守会社に限定されるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	統合型GIS等システム保守業務	
契 約 内 容	統合型GIS等システムに係る地図データ更新、教育・研修、運営支援、機能拡張作業、障害・緊急対応等に係る業務	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	3,410,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	福祉医療制度税制改正対応業務	
契 約 内 容	平成28年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正され、平成29年1月1日から施行された。特例適用利子等、特例適用配当等、条約適用利子等及び条約適用配当等の項目を、福祉医療制度において管理することに伴う、医療費助成システムの改修を委託する。	
契 約 期 間	平成30年6月4日から平成30年7月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年6月4日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	2,559,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	医療費助成システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	平成30年7月データ標準レイアウト改版対応に係る副本登録作業支援業務	
契 約 内 容	特定個人情報番号2及び特定個人情報番号8のデータ標準レイアウトが改版され、平成30年7月より改版後のレイアウトで情報連携が開始される。データ標準レイアウトの改版にあたり、特定個人情報番号2及び特定個人情報番号8に関して改版後レイアウトにて副本データの登録が必要となるので、副本登録に係る作業支援を委託する。	
契 約 期 間	平成30年5月7日から平成30年9月30日まで	
契 約 締 結 日	平成30年5月7日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	712,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	住民情報システム及び障害者福祉システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所管課名	経営部 情報管理課	
件名	平成30年度介護法改正対応業務	
契約内容	平成30年度介護保険制度改正等について、厚生労働省の通知から、「高額医療介護合算(予防)サービス費の見直し」、「高額介護サービス費の見直し(年間上限の設定)」、「介護保険における利用者負担割合の見直し」の対応が必要となるので、改正後の事務に対応するための介護保険システム改修を委託する。	
契約期間	平成30年5月21日から平成30年12月28日まで	
契約締結日	平成30年5月21日	
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社	
契約金額	5,540,400円	
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	住民情報システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	行政文書配達等委託業務	
契 約 内 容	①午後1時から午後5時までの本庁舎～各出張所間の行政文書配達業務。 ②午前8時30分から午後5時までの各町内会への広報紙配達業務。	
契 約 期 間	平成30年6月1日から平成31年5月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年5月31日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	4,278,456円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	地域に居住する高齢者の豊かな経験及び能力の活用、共働及び共助による就業及び福祉の増進並びに活力ある地域社会づくりへの貢献のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	宿直委託業務	
契 約 内 容	午後5時から翌日午前8時30分までの宿直業務。 (各種届出書類の預かり、電話の応対、庁舎内の戸締り確認及び国旗等の掲揚に関する業務。)	
契 約 期 間	平成30年6月1日から平成31年5月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年5月31日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	3,984,692円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	地域に居住する高齢者の豊かな経験及び能力の活用、共働及び共助による就業及び福祉の増進並びに活力ある地域社会づくりへの貢献のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	人事給与総合システム使用業務	
契 約 内 容	システムの使用（職員の出勤管理、時間外、休暇情報等の管理、給与計算等） システムの維持、管理、運用支援（サーバ及び専用端末使用に係る経費、通信料を含む） システムトラブル時の復旧対応 システム監視（パフォーマンス管理等）	
契 約 期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	富士電機株式会社 中部支社	
契 約 金 額	3,888,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、パッケージシステムを使用しており、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは、システム開発及び導入作業を行った事業者に限られる。また、使用するサーバーについても当該事業者が管理しているため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。 なお、システム導入時は、5年以上のシステム使用継続を前提にプロポーザルを行い、使用システム及び業者の決定を行っている。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	日直委託業務	
契 約 内 容	午前8時30分から午後5時までの日直業務。 (各種届出書類の預かり、電話の応対及び庁舎内の戸締り確認に関する業務。)	
契 約 期 間	平成30年6月1日から平成31年5月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年5月31日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	1,248,696円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地域に居住する高齢者の豊かな経験及び能力の活用、共働及び共助による就業及び福祉の増進並びに活力ある地域社会づくりへの貢献のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	産業課	
件 名	消費生活法律相談業務	
契 約 内 容	市民からの消費生活に関する相談に対して、法律的な見地から助言等を行い、市民の不安や問題を解消する。	
契 約 期 間	平成30年4月20日から平成31年3月15日	
契 約 締 結 日	平成30年4月3日	
契 約 相 手 方	愛知県弁護士会	
契 約 金 額	493,714円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>委託金額は493,714円であり、少額随契にあたる。 法律的な立場から助言を行うことができる者は、司法書士及び弁護士に限定されるが、司法書士には取り扱える金額に上限があることから、本件業務については、弁護士に依頼することが適切と考える。 また、本件業務については、公的な位置付けを明確にするため、県内唯一の弁護士組織である愛知県弁護士会を相手方として選定したものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 子ども未来課	
件 名	子ども未来園統合保育支援員派遣事業委託	
契 約 内 容	子ども未来園において特別な支援が必要な子どもに対し統合保育支援員を配置することで、園内での生活補助を実施	
契 約 期 間	平成30年4月6日～平成31年3月31日	
契 約 締 結 日	平成30年4月2日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 こどもサポートクラブ東海	
契 約 金 額	一人当たり日額 3,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>選定業者は、市内小学校において障害等により教室で過ごしづらい子どもに対し、学校内における過ごしやすい環境づくりをサポート支援するなど実績があるため、本事業開始時より当該法人へ委託を実施している。</p> <p>また、この法人はNPOのため、一般事業者に比べ安価に委託することが可能であることから、本事業を適切かつ確実に履行することが可能な当該法人と随意契約をするものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 子ども未来課

随意契約に関する調書(公表)

所管課名	教育部 歴史まちづくり課	
件名	旧磯部家住宅復原施設管理業務	
契約内容	建物・設備及び展示資料の管理や施設の清掃整理や入館者及び施設使用者の管理・指導、使用許可申請書等の受付事務及び使用許可書の交付、使用料の納付書交付及び徴収など、旧磯部家住宅復原施設の管理・運営において必要となる事業を委託する。	
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日まで	
契約締結日	平成30年4月1日	
契約相手方	特定非営利活動法人 犬山城下町を守る会	
契約金額	2,714,036円	
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	文化財の適切な保存・維持管理と施設の円滑な運営に関する業務は、当該事業者が行うことがもっとも合理的かつ経済的であるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	財務会計システムソフトウェア保守業務委託	
契 約 内 容	財務会計システムソフトウェア保守業務	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	491,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道メーター取替業務及び給水管漏水調査業務委託	
契 約 内 容	計量法検定満期8年を経過した量水器の取替及び給水管の漏水調査業務	
契 約 期 間	契約日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月19日	
契 約 相 手 方	犬山市指定水道工事店協同組合	
契 約 金 額	単価契約（口径別取替単価、漏水調査単価） （予定総額 13,903,344円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、検定満期となる水道メーターの交換を決められた期間内に漏れなく確実に実施する必要がある。</p> <p>犬山市指定水道工事店協同組合は、市内に事業所を置いている複数の業者で構成されているため、交換の困難なケースや急な交換依頼に対しても相互に連携・情報交換を図ることで柔軟な対応が可能であり、業務を中断させることなく期間内に確実に実施することができる。さらに、交換対象となるメーターは年間約4,500件あり、これを同一単価で行うことができるスケールメリットもある。</p> <p>これらのことから、当該業務は市内指定工事店で構成された唯一の同業組合である同組合が行うのが適当であり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約の方法による契約を締結するものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道事業会計システム決算帳票作成支援業務委託	
契 約 内 容	水道事業会計システム決算帳票作成支援業務	
契 約 期 間	平成30年4月13日から平成30年5月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月13日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	302,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道料金等システムソフトウェア保守業務委託	
契 約 内 容	水道料金等システムソフトウェア保守業務	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社オザウェア	
契 約 金 額	424,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	当番工事店待機業務委託	
契 約 内 容	平日午後5時15分以降及び土・日・祝祭日の待機業務（緊急工事を含む）	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市指定水道工事店協同組合	
契 約 金 額	平日夜間4,957円/日 休日等13,672円/日 (予定総額2,907,395円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、水道事故などの緊急工事に迅速な対応をとるため、時間外・休日における当番工事店を定めることを目的としている。</p> <p>犬山市指定水道工事店協同組合は、市内に事業所を置いている複数の業者で構成されており、交替で当番を勤めることができ、水道事故など緊急を要する対応の必要がある際には距離的及び時間的に迅速に対応できる。さらに、災害時には当市と「災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定書」を締結している。</p> <p>これらのことから、当該業務は市内指定工事店で構成された唯一の同業組合である同組合が行うのが適当であり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約の方法による契約を締結するものである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管路図・給水戸番図閲覧システム保守業務委託	
契 約 内 容	配水管路図・給水戸番図閲覧システム保守業務	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	フジ地中情報株式会社名古屋支店	
契 約 金 額	324,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	地域包括支援センターシステム保守委託業務	
契 約 内 容	地域包括支援センターシステムの保守業務の委託契約	
契 約 期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 フューチャーイン	
契 約 金 額	4,172,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	定期的な機能強化や制度改正に対応したシステム修正も委託業務に含まれるため、専門的知識と特殊技能が必要であり、かつ、障害発生時の緊急事態に早急に対応するために近隣に営業拠点が必要であることから、上記選定業者に限定されるため	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	長寿社会課	
件 名	在宅医療・介護連携推進事業業務委託	
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、在宅医療・介護連携推進事業に係る業務。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的にするために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会	
契 約 金 額	7,223,904円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>尾北医師会は、平成27年度より愛知県からの委託事業として在宅医療・介護連携推進のための体制整備事業を医師会管内で実施しており、業務に関する実績がある。また、医療と介護の関係者の連携は市町村を超え実施することも多く、医師会単位で統一した取り組みを行うことでより効率的な連携推進事業が実施できることから、選定業者に随意契約することが適している。</p> <p>（契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日）</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	長寿社会課	
件 名	犬山市認知症初期集中支援事業業務	
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、認知症初期集中支援チームに係る業務。適切な医療や介護サービスに繋がっていない対象者に対する訪問支援、介入方法などを関係者間で検討する会議の開催、認知症に関する普及啓発活動等を実施する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院	
契 約 金 額	7,223,904円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>チームを構成するメンバーとして、医療系専門職、介護系専門職、専門医を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、認知症に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。</p> <p style="text-align: center;">（契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日）</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	桜並木樹木診断業務	
契 約 内 容	①危険診断 基礎診断で桜の健康度を調査A～Dにランク分けをし、一番悪いDランクに分けられた樹木に対して精密診断を行う。 ②危険木ごとの対応資料作成 ①で行った精密検査の結果 どのような処置が必要であるかを1本ずつ対応資料を作成する。 ③台帳（位置図）の更新	
契 約 期 間	平成30年5月10日から平成31年11月30日	
契 約 締 結 日	平成30年5月10日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	2,150,280円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	○労務単価の比較により、時価に比して著しく有利となるため。 労務単価（1人/日あたり） ・アメニティ協会 8,075円/日 （H30年度 アメニティ協会基本賃金） ・公共工事の普通作業員 19,100円/日 （H29年2月10日付国土交通省公表 公共工事設計労務単価） ○選定業者は、樹木に関する管理等のノウハウも十分に持ち合わせており、適正な業務遂行が可能であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 税務課	
件 名	地方税電子申告支援サービス利用業務委託	
契 約 内 容	総務大臣から指定された一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して、犬山市に設置する各クライアント操作端末と株式会社TKCが運営するTKCインターネット・サービスセンター内に設置されたサーバーとを接続して、地方税の電子申告等の支援を行うクラウド方式によるコンピュータサービスの実施	
契 約 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 TKC	
契 約 金 額	3,564,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	平成21年度に電子申告及び年金特別徴収に対応するためのシステム導入をする際、国から指定された委託対象先となる事業者内で指名競争入札を行った結果、株式会社TKCが落札しました。その後、システム導入にあたり基幹系システムとのデータ交換を行うためのシステム構築や設定変更を実施しており、他の事業者に変更する場合、再設定や動作確認が必要となること、また、確定申告書第2表の読取サービスが無くなる可能性が大きいことから、同一業者に委託することにより事務量、及び費用的な縮小が見込まれるため、指名競争入札には適しないと判断し、随意契約としています。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 税務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	ヒトツバタゴ管理等指導委託	
契 約 内 容	国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地を適切に維持・管理するために、専門家に管理・指導を実施する。	
契 約 期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
契 約 締 結 日	平成30年4月1日	
契 約 相 手 方	林 雫	
契 約 金 額	240,000円 20,000円/月×12カ月＝240,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○	第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	○	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	○	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>岐阜大学名誉教授である林雫氏は、県内外の各地で天然記念物等の希少植物の保存に携わり、愛知県文化財保護審議会元会長、岐阜県文化財保護審議会会長を務めるなど、その知識と実績は疑いのないものであり、樹木保存の第一人者として広く認知されている。また、ヒトツバタゴ自生地の樹勢回復に関してもこれまでの委託業務によって一定の成果を上げている。本業務は、国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地を適切に保存・管理していくための指導・助言を専門家に委託するものであり、受託者には樹木に対する相当の知識に加えて、樹勢を回復させるための高い技術力が求められる。それに足りる信用と能力がある受託者は林雫氏以外には存在しないため、契約も性質又は目的が競争入札に適さない。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課